

公益社団法人高分子学会
高分子学会昭和電工マテリアルズ賞 規程
(2020年9月29日 理事会承認)

(総 則)

第1条 高分子学会昭和電工マテリアルズ賞（以下 昭和電工マテリアルズ賞）の授賞については、この規程の定めるところによる。

(対 象)

第2条 本賞は、申請時45歳以下の本会会員で、機能性高分子、特に電子・情報材料に関する独創的かつ優れた研究業績を挙げた研究者個人に授与する。

(賞)

第3条 本賞の授賞件数は、毎年原則2件以内とし、受賞者には賞状および副賞1件50万円を贈呈する。

(受賞候補者の推薦)

第4条 本賞の受賞候補者の推薦は本会会員が行うものとし、自薦・他薦は問わない。推薦にあたっては、本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年5月末日までに、昭和電工マテリアルズ賞選考委員会（以下選考委員会）に提出する。ただし、推薦者の推薦件数は1件に限る。

(受賞候補者の選考)

第5条 本賞の受賞候補者選考のため、選考委員会をおく。選考委員会に関する内規は、別に定める。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞者の表彰)

第7条 受賞者の表彰は、毎年高分子討論会開催時に表彰式を行う。

(本賞の名称および表記方法)

第8条 本賞の英訳名は、SPSJ Showa Denko Materials Award 西暦年とする。

補 則

1. この規程は、理事会の承認を得て施行する。